

山梨県紙ストローの事業化に向けたモニタリングに関する協定書

株式会社ローソン（以下「甲」という。）とやまなし森の紙推進協議会（以下「乙」という。）及び山梨県（以下「丙」という。）は、山梨県における紙ストローのモニタリング（以下「モニタリング」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙の依頼により、乙が調達した紙ストローを甲の所管する店舗（以下、「対象施設」という。）において使用し、紙ストローの使用等に関する県民の意見等を把握するとともに、使い捨てプラスチック製品等の削減に関する意識啓発を図ることを目的とする。

（連携）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、モニタリングに資する取り組みを連携及び協力して実施するものとする。

2 前項の取り組みの具体的な内容及び実施方法は、甲乙丙協議の上、別に定める。

（有効期限）

第3条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

（対象施設）

第4条 モニタリングの対象施設」というは、別紙のとおりとする。

2 対象施設は、甲乙丙協議の上、追加又は変更することができるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間満了を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(問題・苦情等への対応)

第7条 この協定の履行に伴い発生した問題・苦情等については、甲、乙及び丙のうち、その原因を生じさせた者が対応するものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定書は3通作成し、甲、乙及び丙が各1通ずつ保有する。

平成30年12月26日

甲 株式会社ローソン代表取締役

乙 やまなし森の紙推進協議会代表

丙 山梨県知事

別紙

対象施設

山梨学院大学前店
甲府堀之内店
甲府住吉四丁目店
甲府里吉三丁目店
甲府貢川団地前店
甲府七沢店
甲府池田通り店
甲府高畑三丁目店
甲府上今井町南店
S 甲府市役所店
甲府城東三丁目店
甲府住吉一丁目店
甲府大里町店
甲府万才橋店
小瀬スポーツ公園店
甲府高畑二丁目店
甲府上町店
甲府塩部店
山梨大学店
甲府和戸店
甲府城東店
甲府千塚店
甲府駅前通店